

「因幡浄苑包括管理委託業務」に関する質問書に対する回答

「因幡浄苑包括管理委託業務」に関する質問について、次のとおり回答いたします。

番号	質 問	回 答
1	<p>【要求水準書関係】 悪臭基準値について</p> <p>脱臭装置排ガス濃度測定基準値として、高中濃度・低濃度の臭気脱臭装置とも活性炭吸着塔出口の基準値が、敷地境界での基準値と同値とされています。悪臭防止法に基づく特定悪臭物質を含む気体の排出口における規制基準以外に、適用される法令等がありますか。</p>	<p>要求水準書別紙2（脱臭装置排ガス濃度測定基準値）の高中濃度・低濃度の臭気脱臭装置排ガス濃度（測定場所は活性炭吸着塔出口）の基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項の規定により鳥取県知事に届出を行っている「一般廃棄物処理施設設置届出書（付随資料の設計計算書）」で定めている値です。</p>
2	<p>【要求水準書関係】 定期修繕業務について</p> <p>（要求水準書の12ページの「10 定期修繕業務（1）」中「なお、別紙5「修繕一覧表」に記載されていない項目であっても施設の正常な管理運転に必要な修繕は事業者の責任において実施するものとする。」とは、「修繕一覧表」に記載されていないが、正常な機能確保に必要な修繕については、定期修繕計画の見直しを行い、発注者の承認が得られれば、定期修繕業務として実施できるとの解釈でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>